

長崎市定住促進空き家活用補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 移住支援空き家リフォーム補助金事業(第4条—第9条)
- 第3章 特定目的活用支援空き家リフォーム補助金事業(第10条—第15条)
- 第4章 空き家家財処分費補助金事業(第16条—第21条)
- 第5章 補助申請手続等(第22条—第31条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、空き家を有効活用することにより、本市への移住促進及び地域コミュニティの活性化を図り、もって本市への定住を促進するため、空き家の改修工事又は家財処分を行う者に対し、予算の範囲内において、長崎市定住促進空き家活用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則(昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 本市内に存する居住の用に供する一戸建ての住宅（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定する兼用住宅にあっては、居住の用に供し、又は供する予定の部分に限る。）のうち、補助申請の日の1年以上前から引き続き居住していない状態であるものをいう。
- (2) 所有者 空き家の所有権を有する者（当該空き家が未登記の場合にあっては家屋台帳に記載されている者、当該空き家が共有財産の場合にあっては全ての共有者からこの要綱による補助を受けて事業を行うことの同意を得ている者、当該空き家が未相続の場合にあっては相続人であり、かつ、全ての相続人から

この要綱による補助を受けて事業を行うことの同意を得ている者)をいう。

- (3) 購入者 所有者と売買契約を完了し、自ら居住(第3条第2号の補助金にあつては活用。次号において同じ。)する者をいう。
- (4) 賃借人 所有者と賃貸借契約を完了し、自ら居住する者をいう。
- (5) 移住 長崎市外に住民登録がある者が、本市へ転入を届け出て、本市に移り住むこと(補助申請の日の1年前の日から補助申請の日までの間(この号において「移住対象期間」という。))に、本市へ転入の届出をしている場合を含む。
- (6) 特定目的活用 滞在体験や地域交流を目的とする地域コミュニティ拠点施設、交流スペース若しくは滞在体験型ゲストハウス(以下「滞在・交流施設等」という。)又は地域の生活環境の活性化を目的とするシェアハウス若しくは子ども食堂(以下「地域生活施設等」という。)として活用するため、空き家の用途を変更することをいう。
- (7) 家財処分 空き家内の不要な家財道具(家具、衣類、食器、家電等)を処分場へ運搬し、処分することをいう。

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 長崎市移住支援空き家リフォーム補助金(以下「移住支援補助金」という。)
- (2) 長崎市特定目的活用支援空き家リフォーム補助金(以下「特定目的活用支援補助金」という。)
- (3) 長崎市空き家家財処分費補助金(以下「家財処分補助金」という。)

第2章 移住支援空き家リフォーム補助金事業

(移住支援補助金の補助対象者)

第4条 移住支援補助金の交付の対象となる者(以下「移住支援補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次条に規定する移住支援補助対象空き家の購入者又は賃借人(法人を除く。)で、移住する者。
- (2) 前号の者が第24条の交付決定後に死亡した場合において、当該購入者又は賃借人の2親等以内の親族である者で、前号の者に係る契約を承継して移住す

る意思がある者

- (3) 空き家を長崎市空き家・空き地情報バンク制度要綱（平成18年長崎市告示第868号）第4条第2項による登録（以下「空き家バンク登録」という。）
済の所有者（法人及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者である者を除く。）
- (4) 前号の者が第24条の交付決定後に死亡し、次条に規定する移住支援補助対象空き家が未相続の場合において、当該所有者の2親等以内の親族のうち、第27条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で、当該空き家を継続して空き家バンク登録を行うことについて、全ての相続人の同意を得ている者
（移住支援補助金の補助対象空き家）

第5条 移住支援補助金の交付の対象となる空き家（以下「移住支援補助対象空き家」という。）は、前条第1号の移住支援補助対象者の場合にあっては当該移住支援補助対象者が移住するもの、同条第3号の移住支援補助対象者の場合にあっては当該移住支援補助対象者が空き家バンク登録を行ったものとする。ただし、移住支援補助対象空き家の立地が借地である場合は、貸主から移住支援補助金を受け改修工事を行うことの同意を得ているときに限るものとする。

（移住支援補助金の補助対象工事）

第6条 移住支援補助金の交付の対象となる工事（以下「移住支援補助対象工事」という。）は、移住支援補助対象空き家の改修工事で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市内に本社を有する法人又は本市内に住所を有する個人が施工するもの
- (2) 次条に規定する移住支援補助対象経費が20万円以上であるもの
- (3) 補助対象年度の2月28日までに完了し、かつ、工事代金の支払がなされるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、移住支援補助対象工事としない。

- (1) 移住支援補助金の交付決定の前に着手した工事
- (2) 下水道接続工事
- (3) 外構工事

- (4) 電話、インターネット等の配線工事
- (5) 公共工事の施行に伴う補償工事
- (6) 解体工事（移住支援補助対象工事に係る撤去等を除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不相当と認める工事
（移住支援補助金の補助対象経費）

第7条 移住支援補助金の交付の対象となる経費（消費税等相当額を含まない額をいう。以下「移住支援補助対象経費」という。）は、移住支援補助対象工事に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、移住支援補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 備品に係る経費
- (2) 改修工事の内容が明確でない経費
- (3) 同一年度以外に本市又は国等の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行った場合にあつては、当該改修等の部分と同一部分の工事に係る経費
- (4) 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行っている場合又は補助等を受け改修等を行う予定の場合にあつては、その改修等に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不相当と認める経費
（移住支援補助金の額）

第8条 移住支援補助金の額は、移住支援補助対象経費の50パーセントに相当する額（その額が50万円を超えるときは、50万円とし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（移住支援補助金の補助回数）

第9条 移住支援補助金の交付は、同一空き家について1回限りとする。

第3章 特定目的活用支援空き家リフォーム補助金事業

（特定目的活用支援補助金の補助対象者）

第10条 特定目的活用支援補助金の交付の対象となる者（以下「特定目的活用支援補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次条に規定する特定目的活用支援補助対象空き家の購入者又は賃借人

(2) 前号に掲げる者が個人の場合で、第24条の交付決定後に死亡したときにおいて、当該購入者又は賃借人の2親等以内の親族である者で、特定目的活用を継続して行う意思があるもの

(3) 特定目的活用を行う所有者

(4) 前号に掲げる者が個人の場合で、第24条の交付決定後に死亡し、次条に規定する特定目的活用支援補助対象空き家が未相続のときにおいて、当該所有者の2親等以内の親族のうち、第27条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で、この要綱による補助を受けて事業を行うことについて、全ての相続人の同意を得ている者

(特定目的活用支援補助金の補助対象空き家)

第11条 特定目的活用支援補助金の交付の対象となる空き家（以下「特定目的活用支援補助対象空き家」という。）は、特定目的活用を行い、その利用に供するもので、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、空き家の立地が借地である場合は、貸主から特定目的活用支援補助金を受けて改修工事を行うことの同意を得ているときに限るものとする。

(1) 特定目的活用のために法令の許認可等が必要な場合は、当該許可等を得ているものであること。

(2) 耐震性を有しているもの、又は完了実績報告までに耐震改修により耐震性を確保するものであること。

(3) 地域交流に資するものであること。

(特定目的活用支援補助金の補助対象工事)

第12条 特定目的活用支援補助金の交付の対象となる工事（以下「特定目的活用支援補助対象工事」という。）は、特定目的活用支援補助対象空き家の改修工事で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 本市内に本社を有する法人又は本市内に住所を有する個人が施工するもの

(2) 次条に規定する特定目的活用支援補助対象経費が20万円以上であるもの

(3) 補助対象年度の2月28日までに完了し、かつ、工事代金の支払がなされるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、特定目的活

用支援補助対象工事としない。

- (1) 特定目的活用支援補助金の交付決定の前に着手した工事
- (2) 下水道接続工事
- (3) 外構工事
- (4) 電話、インターネット等の配線工事
- (5) 公共工事の施行に伴う補償工事
- (6) 解体工事（特定目的活用支援補助対象工事に係る撤去等を除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不相当と認める工事
（特定目的活用支援補助金の補助対象経費）

第13条 特定目的活用支援補助金の交付の対象となる経費（消費税等相当額を含まない額をいう。以下「特定目的活用支援補助対象経費」という。）は、特定目的活用支援補助対象工事に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、特定目的活用支援補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 備品に係る経費
- (2) 改修工事の内容が明確でない経費
- (3) 同一年度以外に本市又は国等の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行った場合にあつては、当該改修等の部分と同一部分の工事に係る経費
- (4) 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行っている場合又は補助等を受け改修等を行う予定の場合にあつては、その改修等に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不相当と認める経費
（特定目的活用支援補助金の額）

第14条 特定目的活用支援補助金の額は、特定目的活用支援補助対象経費の50パーセントに相当する額（その額が150万円を超えるときは、150万円）とする。この場合において、耐震改修に係る費用については別途算定するものとし、当該算定した額（その額が70万円を超えるときは、70万円）を加算するものとする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一空き家について、別の年度に補助の申請を行う場合の複数年度の特定目的活用支援補助金の合計額は、前2項の特定目的活用支援補助金の額の範囲内とする。

(特定目的活用支援補助金の補助回数)

第15条 特定目的活用支援補助金の交付は、同一年度内に、同一空き家について1回限りとする。

第4章 空き家家財処分費補助金事業

(家財処分補助金の補助対象者)

第16条 家財処分補助金の交付の対象となる者（以下「家財処分補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次条に規定する家財処分補助対象空き家の所有者で、家財処分を行う者（法人を除く。）

(2) 前号の者が第24条の交付決定後に死亡した場合において、当該所有者の2親等以内の親族である者で、家財処分を継続して行う意思があるもの

(家財処分補助金の補助対象空き家)

第17条 家財処分補助金の交付の対象となる空き家（以下「家財処分補助対象空き家」という。）は、家財処分を行うもので、空き家バンク登録を行っているものとする。

(家財処分補助金の補助対象事業)

第18条 家財処分補助金の交付の対象となる事業（以下「家財処分補助対象事業」という。）は、家財処分補助対象空き家内の家財処分及び家財処分後の住宅部分の清掃で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 本市内に本社を有する一般廃棄物収集運搬業者又は自らが家財処分するもの

(2) 補助対象年度の2月28日までに完了し、かつ、前号の規定により一般廃棄物収集運搬業者が家財処分する場合にあっては委託代金の支払がなされるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、家財処分補

助対象事業としない。

- (1) 家財処分補助金の交付決定の前に着手したもの
- (2) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する特定家庭用機器の家電リサイクル費用に係るもの
- (3) 公共工事の施行に伴う補償事業に係るもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不適当と認めるもの
（家財処分補助金の補助対象経費）

第19条 家財処分補助金の交付の対象となる経費（消費税等相当額を含まない額をいう。以下「家財処分補助対象経費」という。）は、家財処分補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、家財処分補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 家財処分の内容が明確でない経費
- (2) 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け家財処分を行っている場合又は補助等を受け家財処分を行う予定の場合にあっては、その家財処分にかかる経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不適当と認める経費
（家財処分補助金の額）

第20条 家財処分補助金の額は、家財処分補助対象経費の50パーセントに相当する額（その額が10万円を超えるときは、10万円）とし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（家財処分補助金の補助回数）

第21条 家財処分補助金の交付は、同一空き家について1回限りとする。

第5章 補助申請手続等

（交付の申請）

第22条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、移住支援補助金にあっては長崎市移住支援空き家リフォーム補助金交付申請書（第1号様式）、特定目的活用支援補助金にあっては長崎市特定目的活用支援空き家リフォーム補助金交付申請書（第1号様式の2）、家財処分補助金にあっては長崎市空き家家財処分費

補助金交付申請書（第1号様式の3）によるものとする。

- 2 規則第3条第1項に規定する定める期日は、補助対象年度の12月28日とする。
- 3 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、移住支援補助金にあつては改修計画書（移住）（第2号様式）、特定目的活用支援補助金にあつては改修計画書（特定目的活用）（第2号様式の2）、家財処分補助金にあつては事業計画書（家財処分）（第2号様式の3）によるものとする。
- 4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、その一部を省略させることができる。
 - (1) 補助対象空き家の所有者が確認できるもの
 - (2) 改修工事又は家財処分の内訳明細を示した見積書
 - (3) 移住支援補助金で、購入者又は賃借人の申請である場合は、売買又は賃貸借契約書の写し及び住民票の写し
 - (4) 特定目的活用支援補助金で、購入者又は賃借人の申請である場合は、売買又は賃貸借契約書の写し
 - (5) 特定目的活用支援補助金で、法令の許認可等が必要な場合は、当該許認可等の写し
 - (6) 電気、ガス又は水道のいずれかが1年以上使用を休止していることを確認できる書類
 - (7) 空き家の全体及び改修工事又は家財処分の施工予定箇所の写真
 - (8) 手続を代理人が行う場合は、委任状（第3号様式）
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 5 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第2号から第4号までの書類は、省略させるものとする。

（交付の条件）

第23条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 移住支援補助対象者のうち購入者又は賃借人にあつては、移住支援補助金の交付の日から第30条に規定する期間、移住支援補助対象空き家に居住す

ること。

(2) 移住支援補助対象者のうち所有者にあつては、移住支援補助金の交付の日から1年間、空き家バンク登録を継続すること。ただし、購入者又は賃借人が決定し当該空き家バンク登録の必要性が無くなった場合はこの限りでない。

(3) 特定目的活用支援補助対象者にあつては、特定目的活用支援補助金の交付の日から10年間、特定目的活用支援補助対象空き家を滞在・交流施設等、地域生活施設等として活用すること。

(交付及び不交付の決定)

第24条 規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書は、移住支援補助金にあつては補助金交付決定通知書(移住)(第4号様式)、特定目的活用支援補助金にあつては補助金交付決定通知書(特定目的活用)(第4号様式の2)、家財処分補助金にあつては補助金交付決定通知書(家財処分)(第4号様式の3)によるものとする。

2 規則第6条第2項の通知は、補助金不交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

(計画変更の申請)

第25条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、移住支援補助金にあつては補助金交付申請書内容変更申請書(移住)(第6号様式)、特定目的活用支援補助金にあつては補助金交付申請書内容変更申請書(特定目的活用)(第6号様式の2)、家財処分補助金にあつては補助金交付申請書内容変更申請書(家財処分)(第6号様式の3)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、改修工事又は家財処分の内容等の変更が軽微で、補助金の交付決定額に変更がないときは、移住支援補助金にあつては補助金交付申請書内容変更届出書(軽微な変更)(移住)(第7号様式)、特定目的活用支援補助金にあつては補助金交付申請書内容変更届出書(軽微な変更)(特定目的活用)(第7号様式の2)、家財処分補助金にあつては補助金交付申請書内容変更届出書(軽微な変更)(家財処分)(第7号様式の3)によるものとする。

(1) 改修内容等を変更するとき。

- (2) 改修金額を変更するとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の申請を承認した場合は補助金交付申請書内容変更承認通知書（第8号様式）により、承認しなかった場合は補助金交付申請書内容変更不承認通知書（第9号様式）により申請者に対して通知するものとする。

（申請の取下げ）

第26条 規則第7条第1項の申請の取下げは、補助金交付申請取下書（第10号様式）によるものとする。

2 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、補助対象年度の3月10日とする。

（実績報告書）

第27条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、移住支援補助金にあつては完了実績報告書（移住）（第11号様式）、特定目的活用支援補助金にあつては完了実績報告書（特定目的活用）（第11号様式の2）、家財処分補助金にあつては完了実績報告書（家財処分）（第11号様式の3）によるものとする。

2 規則第12条に規定する別に定める期日は、改修工事若しくは家財処分の完了の日又は改修工事若しくは家財処分に係る支払いをした日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日又は補助対象年度の3月10日のいずれか早い日とする。

3 規則第12条第2号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 改修工事又は家財処分の写真（工事を行った箇所の完成写真（工事完了後に完了写真で確認できない箇所については、工事中の写真を含む。））

(2) 移住支援補助金にあつては工事完了証明書（移住）（第12号様式）、特定目的活用支援補助金にあつては工事完了証明書（特定目的活用）（第12号様式の2）、家財処分補助金にあつては事業完了証明書（家財処分）（第12号様式の3）

(3) 移住支援補助対象者については、住民票の写し（申請の時点で提出している場合を除く。）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第28条 規則第13条の補助金等の額の確定は、補助金確定通知書(第13号様式)によるものとする。

2 規則第16条第1項第3号の規定により交付決定の一部を取り消す場合は、規則第21条の規定により第24条第2項の通知を省略する。

(補助金の請求)

第29条 規則第15条第2項の請求書は、補助金交付請求書(第14号様式)によるものとする。

(財産の処分の制限)

第30条 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、移住支援補助金にあっては補助金の交付の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(当該耐用年数が10年を超える場合には10年間)、特定目的活用支援補助金にあっては補助金の交付の日から10年間とする。

(委任)

第31条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和2年10月21日から令和3年3月10日までの間に申請された移住支援補助金に係る特例)

2 令和2年10月21日から令和3年3月10日までの間に第22条の規定に基づき申請される移住支援補助金については、第6条第1項第3号中「補助対象年度の2月28日」とあるのは「令和4年2月28日」と、第22条第2項中「補助対象年度の12月28日」とあるのは「令和3年3月10日」と、第26条第2項中「補助対象年度の3月10日」とあるのは「令和4年3月10日」とする。

日」と、第27条第2項中「補助対象年度の3月10日」とあるのは「令和4年3月10日」とする。

- 3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市定住促進空き家活用補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の長崎市定住促進空き家活用交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。